

# 第1章 緑の現況

## 1-1 緑地状況・緑化状況調査

### 1) 緑地状況調査

本計画における緑地の定義は下表のとおりです。

表 1-1-1 緑地の分類

緑地	施設緑地	都市公園	都市公園法で規定するもの
		都市公園以外	1) 国民公園 2) 都市公園を除く公共空地 3) 自転車歩行者専用道路 4) 歩行者専用道路 5) 道路環境施設帯 6) 地方自治法設置又は市町村条例設置の公園 7) 公共団体が設置している市民農園 8) 公開している教育施設(国公立) 9) 河川緑地 10) 港湾緑地 11) 農業公園 12) 児童遊園 13) 市町村が設置している運動場やグラウンド 14) 子供の国 15) 青少年公園 等
		民間施設緑地 <sup>②</sup>	1) 公共空地 2) 市民農園(上記以外) 3) 一時開放広場 4) 公開している教育施設(私立) 5) 市町村と協定を結び開放している企業グラウンド 6) 寺社境内地 7) 屋上緑化の空間 8) 民間の動植物園 等
	地域制緑地	法によるもの	1) 緑地保全地区 【都市緑地保全法】 2) 風致地区 【都市計画法】 3) 近郊緑地特別保全地区 【首都圏近郊緑地保全法、他】 4) 歴史的風土特別保存地区 【古都保存法】 5) 生産緑地地区 【生産緑地法】 6) 自然公園地区 【自然公園法】 7) 自然環境保全地区 【自然環境保全法】 8) 農業振興地域農用地区域 【農業振興地域整備法】 9) 河川区域 【河川法】 10) 保安林地区 【森林法】 11) 地域森林計画対象民有林 【森林法】 12) 保存樹・保存樹林 【樹林保存法】 13) 名勝・天然記念物・史跡等 緑地として扱える文化財 【文化財保護法】
	協定によるもの <sup>③</sup>	緑地協定 【都市緑地保全法】	
	条例等によるもの <sup>④</sup>	1) 条例・要綱・協定等による緑の保全地区や緑の協定地区 2) 樹林地の保存契約 3) 協定による工場植栽地 4) 県や市町村指定の文化財で緑地として扱えるもの	

①「公共施設緑地」とは、都市公園以外の公有地、又は公的な管理がされており、公園緑地に準じる機能をもつ施設。

②「民間施設緑地」とは民有地で公園緑地に準じる機能をもつ施設。  
 具体的には、以下の事項を踏まえ、実際に位置付けられる場合は実状に合わせて適宜判断する。  
 ※公開しているもの。  
 ※500㎡以上の一団となった土地で、建蔽率が概ね20%以下であるもの。  
 ※永続性の高いもの。

③緑地として面積算定する場合には植栽地面積等を対象とする。

④条例等の適応を受け、永続性の高いものを対象とする。なお、緑地として面積算定する場合には植栽地等を対象にする。

資料：緑地の分類「緑の基本計画」作成の手引き

## (1) 緑地現況

前項の緑地の定義に基づく本市における緑地現況調査の調査結果は、下表のとおりです。

緑総量は 3,089.08ha と市域の 44.1% であり、その内訳は施設緑地が 135.96ha、地域制緑地が 3,007.02ha となっています。用途地域内における緑地総量は 14.08ha で用途地域面積の 2.1% となっています。また、用途地域外における緑地総量は、3,075ha で用途地域外面積の 48.5% となっています。

表 1-1-2 施設緑地及び地域制緑地の現況量

		面積(ha)				
		用途地域	用途地域外	都市計画区域	行政区域	
緑地施設	都市公園	3.46	28.00	31.46	31.46	
	都市公園以外	公共施設緑地	8.44	55.06	63.50	63.50
		民間施設緑地	1.66	39.34	41.00	41.00
	施設緑地計		13.56	122.40	135.96	135.96
地域制緑地	法によるもの	緑地保全地区	0.00	0.00	0.00	0.00
		風致地区	0.00	0.00	0.00	0.00
		歴史的風土特別保存地区	0.00	0.00	0.00	0.00
		生産緑地地区	0.00	0.00	0.00	0.00
		自然公園地区	0.00	759.00	759.00	759.00
		自然環境保全地区	0.00	0.00	0.00	0.00
		農業振興地域・農用地区域	0.00	1,236.00	1,236.00	1,236.00
		河川区域	3.24	184.03	187.27	187.27
		保安林区域	0.00	269.00	269.00	269.00
		地域森林計画対象民有林	0.00	1,325.87	1,325.87	1,325.87
		保存樹・保存樹林	0.00	0.00	0.00	0.00
		名勝・天然記念物・史跡等緑地として扱える文化財等	1.50	38.00	39.50	39.50
	法によるもの計		4.74	3,811.90	3,816.64	3,816.64
	協定によるもの	緑化協定	0.00	0.00	0.00	0.00
	条例等によるもの		0.00	45.30	45.30	45.30
小計		4.74	3,857.20	3,861.94	3,861.94	
地域制緑地間の重複		0.00	854.92	854.92	854.92	
地域制緑地計		4.74	3,002.28	3,007.02	3,007.02	
施設・地域制緑地間の重複		4.22	49.68	53.90	53.90	
緑地合計		14.08	3,075.00	3,089.08	3,089.08	

- 「都市公園」：33 箇所の都市公園を計上。
- 「公共施設緑地」：小・中・高等学校、公民館、グラウンド等の緑地を計上。
- 「民間施設緑地」：寺社境内地、ゴルフ練習場、公園等の緑地・植栽地を計上。
- 「条例等によるもの」：指定文化財を計上。
- 自然公園地区、農業振興地域・農用地区域、保安林区域は、都市計画基礎調査調書 H27 によるもの。
- 河川区域、地域森林計画対象民有林は図上計測。

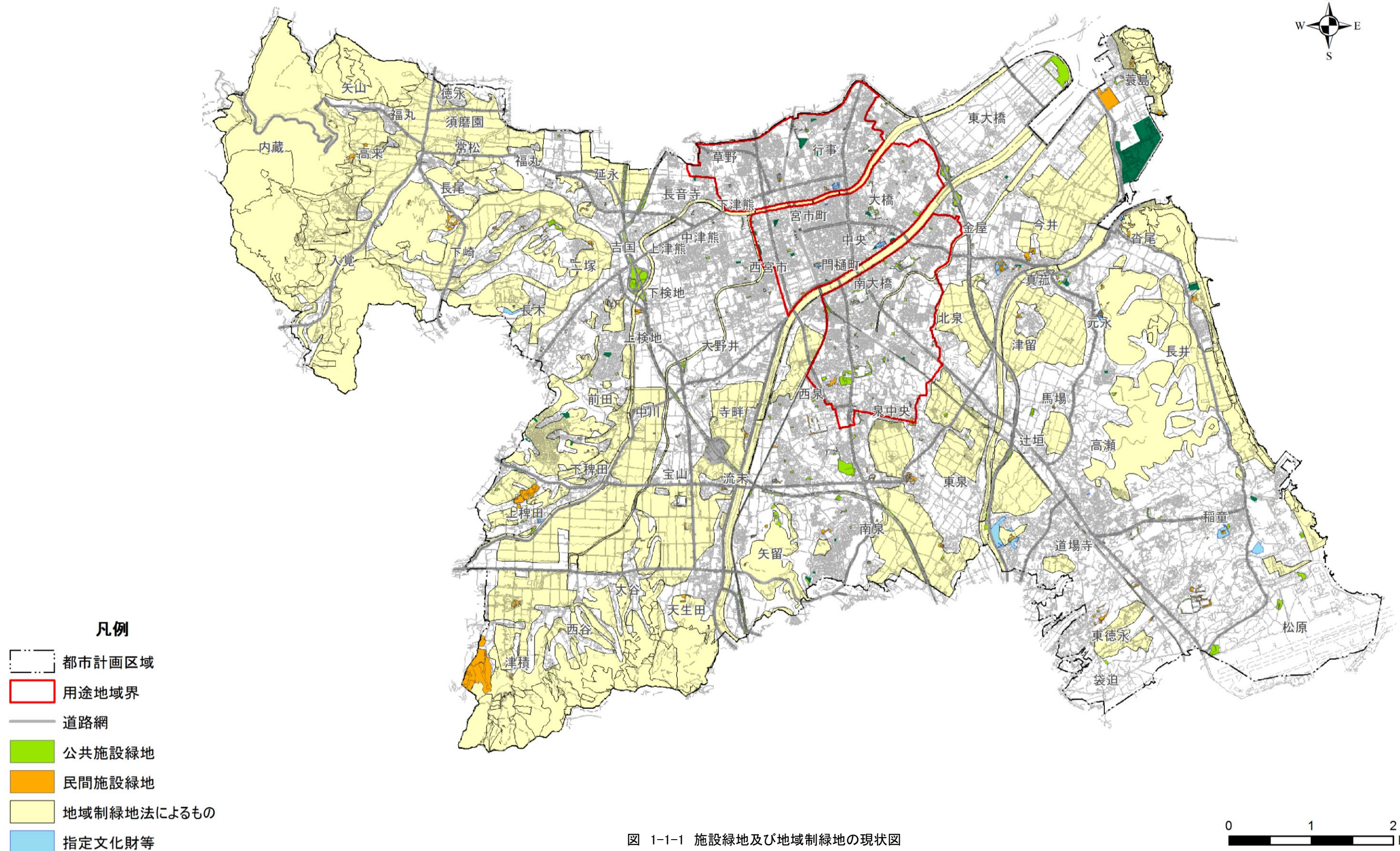
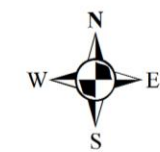


図 1-1-1 施設緑地及び地域制緑地の現状図

※「地域制緑地法によるもの」は自然公園地区、農業振興地域・農用地区域、河川区域、地域森林計画対象民有林、保安林区域、名勝・天然記念物・史跡等緑地として扱える文化財等

## (2) 緑の現況量

平成30年現在、本市全域の緑被面積は4,807.6haで、緑被率は68.6%と、全市域の7割近くが緑で覆われています。

比較的都市化が進んでいる用途地域内では、緑被率は28.4%となっています。その内訳を見ると農地が6割以上を占めており、都市化が進んでいる地域においては、農地が貴重な緑となっています。

緑を所有者別にみると、民間の緑が8割近くを占め、そのほとんどが農地となっています。

土地利用区分別にみると、商業・業務地(4.7%)や工業地(8.3%)の緑被率が低い状況です。

行政区別にみると、用途地域内の大橋中町、大橋西町、古辺野、魚町、田町、大正町などの緑被率が特に低くなっています。

表 1-1-3 緑被率現況表①(全域)

		全市域				公共地・民有地の区分
		敷地面積 (ha)	緑被面積 (ha)	緑被率 (%)	構成比 (%)	
保全系 の 緑	農地	2,274.9	2,274.9	100.0%	47.3%	民有
	山林	1,392.7	1,392.7	100.0%	29.0%	約1/3が公共 約2/3が民有
	水面	350.6	350.6	100.0%	7.3%	公共
	その他 自然地	569.8	368.6	64.7%	7.7%	民有
	小計	4,588.0	4,386.8	95.6%	91.3%	-
創出系 の 緑	公園・ 緑地等	31.5	16.5	52.4%	0.3%	公共
	住宅地	923.1	143.7	15.6%	3.0%	民有
	商業・ 業務地	133.5	6.3	4.7%	0.1%	民有
	工業地	114.6	9.5	8.3%	0.2%	民有
	道路	603.6	64.2	10.6%	1.3%	公共
	公共公益 施設	386.3	119.5	30.9%	2.5%	公共
	小計	2,192.6	359.7	16.4%	7.4%	-
その他	225.4	61.1	27.1%	1.3%	-	
合計	7,006.0	4,807.6	68.6%	100.0%	-	

(注1)：緑被面積は、農地、山林、水面、は当該土地利用全体を緑被地に計上。その他の土地利用区分は航空写真の画像解析により緑被面積を計測。

(注2)：土地利用区分は、都市計画基礎調査(H27)の結果に基づき、航空写真を用いて近年の土地利用を反映。

表 1-1-4 緑被率現況表②（用途地域内外内訳）

		用途地域内				用途地域外				公共地・民有地の区分
		敷地面積 (ha)	緑被面積 (ha)	緑被率 (%)	構成比 (%)	敷地面積 (ha)	緑被面積 (ha)	緑被率 (%)	構成比 (%)	
保全系の緑	農地	119.6	119.6	100.0%	62.9%	2,155.3	2,155.3	100.0%	46.7%	民有
	山林	1.8	1.8	100.0%	0.9%	1,390.9	1,390.9	100.0%	30.1%	約1/3が公共 約2/3が民有
	水面	9.1	9.1	100.0%	4.8%	341.5	341.5	100.0%	7.4%	公共
	その他自然地	3.9	1.4	35.9%	0.7%	565.9	367.2	64.9%	8.0%	民有
	小計	134.4	131.9	98.1%	69.3%	4,453.6	4,254.9	95.5%	92.2%	-
創出系の緑	公園・緑地等	3.4	2.8	82.4%	1.5%	28.1	13.7	48.8%	0.3%	公共
	住宅地	238.2	26.2	11.0%	13.8%	684.9	117.5	17.2%	2.5%	民有
	商業・業務地	50.4	1.5	3.0%	0.8%	83.1	4.8	5.8%	0.1%	民有
	工業地	21.1	1.1	5.2%	0.6%	93.5	8.4	9.0%	0.2%	民有
	道路	100.2	4.1	4.1%	2.2%	503.4	60.1	11.9%	1.3%	公共
	公共公益施設	68.2	9.6	14.1%	5.1%	318.1	109.9	34.5%	2.4%	公共
	小計	481.5	45.3	9.4%	24.0%	1,711.1	314.4	18.4%	6.8%	-
その他	52.1	12.8	24.6%	6.7%	173.3	48.3	27.9%	1.0%	-	
合計	668.0	190.0	28.4%	100.0%	6,338.0	4,617.6	72.9%	100.0%	-	

（注 1）：緑被面積は、農地、山林、水面、公園は当該土地利用全体を緑被地に計上。その他の土地利用区分は航空写真の画像解析により緑被面積を計測。

（注 2）：土地利用区分は、都市計画基礎調査（H27）の結果に基づき、航空写真を用いて近年の土地利用を反映。

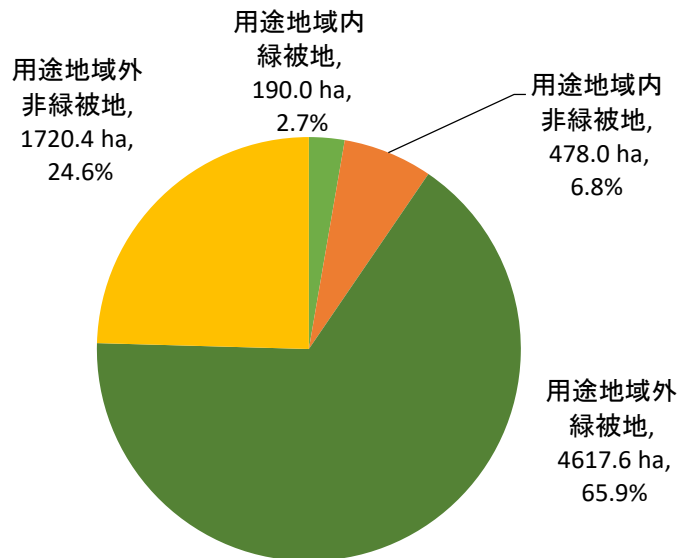


図 1-1-2 緑被率

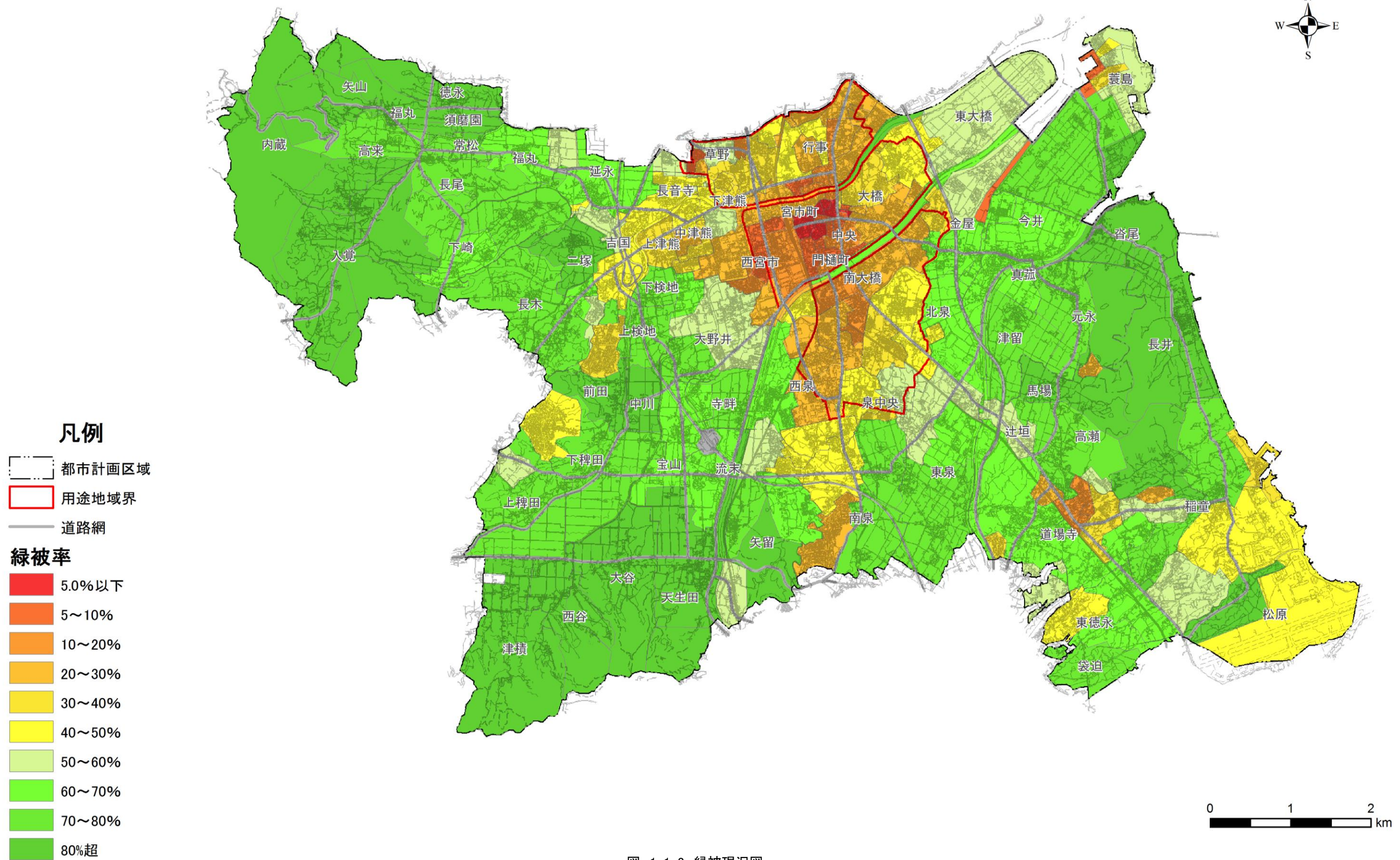


図 1-1-3 緑被現況図

### (3) 都市公園の現況調査

本市の都市公園は、街区公園が30箇所(9.19ha)、総合公園が1箇所(21.30ha)、都市緑地が2箇所(0.97ha)の計33箇所、31.46haが整備されており、本市の総人口70,586人(H27年国勢調査)に対する1人当たりの都市公園面積は4.46㎡/人となっており、国の基準(H28)である10㎡/人には達していません。

用途地域内の都市公園が12箇所(3.35ha)、用途地域外が21箇所(28.11ha)であり、面積で見ると約9割が用途地域外となっています。

都市計画公園は、7箇所の街区公園(1.23ha)と1箇所の総合公園(21.30ha 供用済)が整備されています。

表 1-1-5 都市公園の現況量

種別		用途地域内 (i)				用途地域外 (ii)				都市計画区域 (i+ii)			
		整備済		計画		整備済		計画		整備済		計画	
		箇所	面積 (ha)	箇所	面積 (ha)	箇所	面積 (ha)	箇所	面積 (ha)	箇所	面積 (ha)	箇所	面積 (ha)
住区 基幹公園	街区公園	12	3.35			18	5.84			30	9.19		
	近隣公園												
	地区公園												
都市 基幹公園	総合公園					1	21.30			1	21.30		
	運動公園												
基幹公園計						19	27.14			31	30.49		
特殊公園	風致公園												
	動植物公園												
	歴史公園												
	墓園												
	その他												
広場公園													
広域公園													
レクリエーション都市													
国営公園													
緩衝緑地													
都市緑地						2	0.97			2	0.97		
緑道													
都市林													
国の施設によるもの													
都市公園計		12	3.35	0	0	21	28.11	0	0	33	31.46	0	0
1人当たりの面積 (㎡/人)											4.46		

(平成30年7月31日現在)

表 1-1-6① 都市公園一覽表

単位：面積 (ha)

番号	公園種目	公園名	位 置	面積	告 示 年 月 日	用 途 地 域	計 画 決 定
1	街区公園	神田町公園	神田町 426 番地	0.09	昭和 50 年 4 月 1 日	○	○
2	街区公園	上宮市公園	西宮市 5 丁目 445 番外 3 筆	0.22	昭和 51 年 4 月 1 日		○
3	街区公園	辰公園	大字金屋字辰 721 番 3	0.10	昭和 53 年 3 月 31 日		○
4	街区公園	長浜公園	行事 4 丁目 341 番	0.20	昭和 54 年 3 月 31 日	○	○
5	街区公園	今井公園	大字今井 1821 番 2	0.17	昭和 55 年 3 月 31 日		○
6	街区公園	今元公園	大字元永字新開 723 番 1	0.34	昭和 56 年 3 月 31 日		○
7	街区公園	草野公園	大字草野字中花松 56 番 2	0.11	昭和 58 年 3 月 31 日		○
8	総合公園	行橋総合公園	大字今井字陣山	21.30	平成 28 年 3 月 31 日		○
9	街区公園	前田ヶ丘中央公園	大字上検地字ヒヤケ 1980 番 67	0.38	昭和 61 年 3 月 26 日		
10	街区公園	元永公園	大字元永字山本 280 番 56 外 2 筆	0.14	昭和 61 年 3 月 26 日		
11	街区公園	わんぱく三共公園	北泉 4 丁目 2053 番 35 外 4 筆	0.12	昭和 61 年 3 月 26 日	○	
12	街区公園	八景山 1 号公園	南泉 3 丁目 1886 番 133	0.71	平成元年 3 月 30 日		
13	街区公園	八景山 2 号公園	南泉 3 丁目 946 番 81 外 5 筆	0.26	平成元年 3 月 30 日		
14	都市緑地	八景山緑地 1 号公園	南泉 3 丁目 1886 番 43	0.19	平成元年 3 月 30 日		
15	都市緑地	八景山緑地 2 号公園	南泉 3 丁目 898 番 26	0.78	平成元年 3 月 30 日		
16	街区公園	モニュメントの森公園	大字今井字陣山 3670 番 9	0.51	平成元年 3 月 28 日		
17	街区公園	大橋公園	大橋 1 丁目 2255 番 2	0.31	平成 2 年 3 月 28 日	○	

(平成 30 年 7 月 31 日現在)



表 1-1-6② 都市公園一覧表

単位：面積 (ha)

番号	公園種目	公園名	位 置	面積	告 示 年 月 日	用 途 地 域	計 画 決 定
18	街区公園	桜町公園	南大橋2丁目1167番1外1筆	0.13	平成3年12月24日	○	
19	街区公園	中央公園	中央1丁目2360番外8筆	0.14	平成3年12月24日	○	
20	街区公園	行事さくら公園	行事6丁目258番1外1筆	0.91	平成4年10月30日	○	
21	街区公園	こすもす公園	大字下稗田1346番48	0.10	平成5年3月9日		
22	街区公園	ひまわり公園	大字下稗田1666番25	0.14	平成5年3月9日		
23	街区公園	さくら公園	大字下稗田1673番14外1筆	0.20	平成5年3月9日		
24	街区公園	もくせい公園	大字下稗田1529番40	0.16	平成5年3月9日		
25	街区公園	野鳥公園	大字下稗田1615番21外2筆	0.64	平成5年3月9日		
26	街区公園	行事花園公園	行事3丁目298-3外3筆	0.14	平成9年3月5日	○	
27	街区公園	ふんすい公園	西宮市1丁目地内	0.28	平成17年3月22日	○	
28	街区公園	井尻川公園	西宮市4丁目地内	0.32	平成17年4月28日	○	
29	街区公園	稲童公園	大字稲童地内	0.32	平成18年3月31日		
30	街区公園	ふれあい公園	西宮市2丁目地内	0.28	平成22年12月24日	○	
31	街区公園	井尻川桜公園	西宮市1丁目地内	0.43	平成24年5月24日	○	
32	街区公園	今川河畔公園	中央1丁目地内	0.20	平成25年5月1日		
33	街区公園	長井浜公園	大字長井136番1外2筆	1.14	平成30年7月13日		

(平成30年7月31日現在)

表 1-1-7 都市公園の種類

種類	種別	内容
住区基幹公園	街区公園	もっぱら街区に居住する者の利用に供することを目的とする公園で誘致距離 250m の範囲内で 1 箇所当たり面積 0.25ha を標準として配置する。
	近隣公園	主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園で近隣住区当たり 1 箇所を誘致距離 500m の範囲内で 1 箇所当たり面積 2ha を標準として配置する。
	地区公園	主として徒歩圏内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で誘致距離 1km の範囲内で 1 箇所当たり面積 4ha を標準として配置する。都市計画区域外の一定の町村における特定地区公園(カントリーパーク)は、面積 4ha 以上を標準とする。
都市基幹公園	総合公園	都市住民全般の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園で都市規模に応じ 1 箇所当たり面積 10~50ha を標準として配置する。
	運動公園	都市住民全般の主として運動の用に供することを目的とする公園で都市規模に応じ 1 箇所当たり面積 15~75ha を標準として配置する。
大規模公園	広域公園	主として一の市町村の区域を超える広域のレクリエーション需要を充足することを目的とする公園で、地方生活圈等広域的なブロック単位ごとに 1 箇所当たり面積 50ha 以上を標準として配置する。
	レクリエーション都市	大都市その他の都市圏域から発生する多様かつ選択性に富んだ広域レクリエーション需要を充足することを目的とし、総合的な都市計画に基づき、自然環境の良好な地域を主体に、大規模な公園を核として各種のレクリエーション施設が配置される一団の地域であり、大都市圏その他の都市圏域から容易に到達可能な場所に、全体規模 1000ha を標準として配置する。
国営公園		主として一の都府県の区域を超えるような広域的な利用に供することを目的として国が設置する大規模な公園にあつては、1 箇所当たり面積おおむね 300ha 以上を標準として配置する。国家的な記念事業等として設置するものにあつては、その設置目的にふさわしい内容を有するように配置する。
緩衝緑地等	特殊公園	風致公園、動植物公園、歴史公園、墓園等特殊な公園で、その目的に則し配置する。
	緩衝緑地	大気汚染、騒音、振動、悪臭等の公害防止、緩和若しくはコンビナート地帯等の災害の防止を図ることを目的とする緑地で、公害、災害発生源地域と住居地域、商業地域等とを分離遮断することが必要な位置について公害、災害の状況に応じ配置する。
	都市緑地	主として都市の自然的環境の保全並びに改善、都市の景観の向上を図るために設けられている緑地であり、1 箇所あたり面積 0.1ha 以上を標準として配置する。但し、既成市街地等において良好な樹林地等がある場合あるいは植樹により都市に緑を増加又は回復させ都市環境の改善を図るために緑地を設ける場合にあつてはその規模を 0.05ha 以上とする。(都市計画決定を行わずに借地により整備し都市公園として配置するものを含む)
	緑道	災害時における避難路の確保、都市生活の安全性及び快適性の確保等を図ることを目的として、近隣住区又は近隣住区相互を連絡するように設けられる植樹帯及び歩行者路又は自転車路を主体とする緑地で幅員 10~20m を標準として、公園、学校、ショッピングセンター、駅前広場等を相互に結ぶよう配置する。

注) 近隣住区=幹線街路等に囲まれたおおむね 1km 四方(面積 100ha)の居住単位

資料：国土交通省 公園とみどり



## 2) 緑化状況調査等

緑化状況については、『第5次行橋市総合計画 後期基本計画』に示されている施策のうち、緑化の取り組みに関する主要施策を整理します。

また、ボランティア団体などによる緑に関する活動や公園・広場におけるイベントについて整理します。

### ① 『第5次行橋市総合計画 後期基本計画』での緑化の取り組み事項

基本 施策	方針	主要施策項目	施策概要
基本 施策 1 インフラ整備プロジェクト	3. 公園の整備	(1) 身近な公園の安全管理	市内に点在する児童遊園の巡回、遊具や工作物の安全管理に努める。また、専門業者による遊具の安全点検を行い、安心して利用できる公園の管理に努める。
		(2) 都市公園・総合公園の機能保全	公園機能の保全。行橋総合公園は、保全を進めるとともに、市民に利用しやすい施設となるよう、管理運営を工夫する。
		(3) 市民参加による公園づくりと管理	公園等の整備に当たっては、計画策定段階から市民が参加し、市民の自主性、主体的な関わりによる公園づくりに努める。また、公園の適切な維持管理を図るため、市民ボランティアによる清掃等の積極的な参加を促進する。
	4. 景観・自然環境の保全	(1) 行橋市景観形成基本計画の推進	市民が身近に歴史・文化にふれることのできる環境や市街地内の河川や道路沿いの環境等を整備するとともに、景観を資源として捉え、周辺を含めた良好な景観の形成を進めるため、「行橋市景観形成基本計画」を実行するとともに計画の見直しを進めていく。
		(2) 行橋市環境基本計画の推進	「緑と水を大切にし、快適に暮らせる環境共生都市」を実現するため、「行橋市環境基本計画」を着実に実行していく。また、計画を見直し、空家対策の推進等、時代に即した施策の展開を図る。
		(3) 行橋市緑の基本計画の推進	緑の募金の推進や、緑地の保全・公園緑地などの整備に努め、自然保護・緑地の創出を推進するため、「行橋市緑の基本計画」を実行するとともに計画の見直しを進めていく。
		(4) 環境美化意識・緑化意識の高揚	市民ボランティアや NPO 法人等が行う環境美化活動やイベントを支援するとともに、多くの市民が参加できる「市民一斉清掃の日」を継続して実施し、意識啓発を図る。
		(5) 水辺空間の有効利用と親水性の向上	市民参画による水辺の維持管理活動を支援するとともに、自然観察のできる場所や水に近づける場所を設置し、水辺空間の親水性を向上させる。
		(6) 公害防止対策の推進	大気、水質及び騒音等の測定並びに監視を継続実施し、また新たに市内に立地する企業と環境保全協定を締結するなど、公害防止環境保護の取り組みを支援する。
		(7) 生活排水対策の推進	公共下水道や農業集落排水が整備されていない地区において、合併浄化槽の設置を推進し、河川や海域の水質保全に努める。
	7. 対策の推進 1 エネルギー	(3) 環境配慮自動車導入の促進	「次世代自動車普及推進都市宣言」に基づき、環境に負荷をかけない電気自動車等の環境配慮自動車の普及促進を図る。
		(4) 環境教育の推進	若い世代に対する環境教育を実施し、地球環境規模での環境に対する啓発を図る。

基本 施策	方針	主要施策項目	施策概要
基本 施策2 産業 活性化 プロ ジェ クト	1. 振興 農業 の	(4) 農地の保全	圃場整備未整備地区の整備推進及び耕作放棄地の解消に努める。
	2. 振興 水産 業の	(2) 生育環境の改善	海域環境に応じた手法により藻場・干潟の保全及び生育環境の改善に努める。
基本 施策4 心と から だ育 成 プロ ジェ クト	5. 保 護・ 継 承 地 域 文 化 の 振 興 と 文 化 財 の	(3) 史跡整備と 文化財の活用	御所ヶ谷神籠石や福原長者原官衙遺跡など市内の史跡を計画的に整備するとともに、文化財の説明板の充実を図り、生涯学習や観光振興に積極的に活用する。
		(5) 伝統文化の 保存と継承	連歌をはじめとした、伝統ある様々な無形文化財の保存・継承を促進し、併せて地域の活性化につなげていく。
基本 施策5 地 域 コ ミ ュ ニ テ ィ プ ロ ジェ クト	2. ボ ラ ン テ ィ ア 活 動 ・ 市 民 活 動 の 充 実	(1) ボランティア 団体の育成	ボランティア団体等の研修会や講演会等を開催する。また、その団体の活動内容や適正に活動しているかなどの情報を提供し、ボランティア活動を支援する。
		(2) 団体間の交流・ 連携の強化	ボランティアや NPO 法人等の各種市民団体を対象に研修会や講演会を開催し、情報交換等連携を図る。
		(3) ボランティア 活動の機会拡大	市報やホームページ等を通じて情報提供を行い、ボランティア団体等や NPO 法人とその手助けを必要とする市民とをつなぐ支援を行う。

②緑に関する活動

行橋市で活動しているボランティア団体やNPO 団体について紹介します。

表 1-1-8 ボランティア(NPO)団体名と活動内容

団体名	活動内容
花とみどりの会	花いっぱい運動の一環として市圃場において、花苗の育成管理協力、花苗の配布（春・秋2回）、市役所周辺の道路花壇の植替え、除草作業。
花公園をつくろう会	公共用地を借り受け身障者の作業所としてのログハウス設置、チューリップ・コスモスの植え付け、チューリップ祭・コスモス祭を行橋花公園にて開催。
ゆくはし屋根のない博物館 市民学芸員の会	市民向けの歴史探訪ツアーの開催、小中学生向けの郷土歴史イベントの開催、ガイド活動、ゆくはし歴史資料館での展示活動支援、馬ヶ岳城跡をはじめとする観光資源の整備（山道整備、草刈、清掃作業、手すりの取り付け、案内板の設置など）。
ローソン 緑化貢献事業	「ローソン緑の募金」にて集めた寄付金を、公益社団法人国土緑化推進機構を通じて、小・中学校などでの緑化活動や森林整備活動に充て、植樹、下草刈り、間伐などの作業に参加。（実績：行橋市立稗田小学校生とモミジ・クヌギなどを植樹、高木を剪定）
福岡県立行橋高等学校 インターアクト部（ボランティア部）	沓尾松山公園整備、行橋・南行橋駅清掃、苅田駅の花植え。
行橋市立今川小学校 緑の少年団	昭和62年に発足した「緑の少年団」活動の一環で、毎年6年生が卒業前に植樹をする「親子ふれあい植樹祭」を市内各地で実施。



緑化活動（「花とみどりの会」より）

③公園、広場等でのイベント

行橋市内での公園や広場等では、さまざまなイベントが開催されています。

行橋総合公園では、開催されるイベントが年間100件以上あり、「ゆくはしシーサイドハーフマラソン」や幼稚園の運動会など様々なイベントに活用されています。また、長井浜海水浴場では、ビーチバレーボール大会やビーチサッカー大会が開催されるとともに、海岸の清掃活動も行われています。さらに、行橋駅前などの広場では、行橋市観光協会による「マルシェ」や「かきフェスタinゆくはし」など様々なイベントが開催され、賑わいを創出する場として活用されています。

表 1-1-9 行橋総合公園でのイベント開催数

	項目	開催件数
平成 28 年度	スポーツ大会等	138
	その他イベント	6
平成 29 年度	スポーツ大会等	159
	その他イベント	12

表 1-1-10 行橋総合公園でのスポーツ大会等開催内訳

平成 28 年度各種大会等	開催回数	平成 29 年度各種大会等	開催回数
サッカー	24	サッカー	27
ソフトボール	14	ソフトボール	17
テニス	15	テニス	13
バレーボール	12	バドミントン	12
バドミントン	12	バレーボール	5
県道	6	柔道	5
柔道	5	空手	4
卓球	3	卓球	4
野球	2	県道	3
空手	2	野球	2
その他武道	5	その他武道	4
その他	38	その他	63
合 計	138	合 計	159

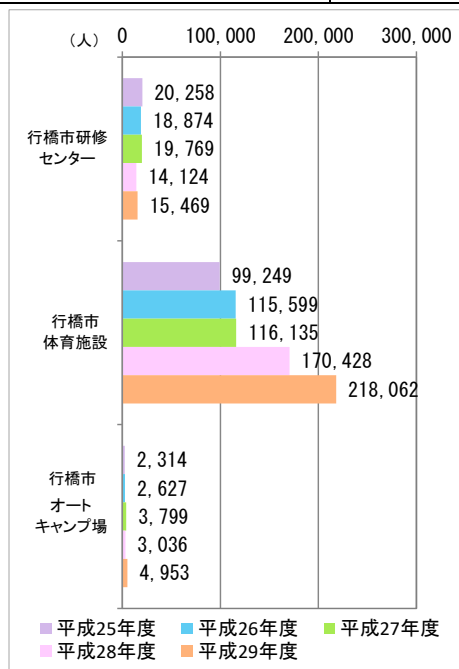


図 1-1-5 行橋総合公園施設別の利用者数

長井浜清掃活動